

各障がい福祉サービス等事業所 管理者 様

江別市健康福祉部障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等の
臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、本市障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等の臨時的な取扱い
については、これまで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡により
「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取
り扱いについて」により通知されてきたところではありますが、当該通知における在宅支援
については、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等の出来る限りの支援を行った
と市町村が認める場合には、報酬算定が可能と示されているところであり、これに対し障
がい福祉サービス等事業所からは、報酬算定の対象となるか否かの問い合わせが市に寄せら
れているところがあります。

つきましては、下記のとおり取扱いにあたっての市の考え方をお示しいたしますので、
ご承知おきいただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、報酬算定が可能となる判断は、支給決定市町村が認める場合とされていることか
ら、他市町村の支給決定者については、予め援護実施者に確認するようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

「サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合」に
ついては、4月16日に新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」
が発令され、また、北海道においては、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めて
いく必要があるとして、「特定警戒都道府県」に位置づけられている状況です。さらに、
江別市内においても、令和2年2月22日に新型コロナウイルス感染症の感染が確認され
てから、今日現在、4名の感染を確認している状況です。

このことから、現時点の状況は「市民の警戒が高まっている場合」に該当すると考え
ることから、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ない状況下であると判断
しています。

（裏面に続く）

2 就労移行支援、就労継続支援事業（A型、B型）

「就労移行支援、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。）の5の（3）「在宅において利用する場合の支援について」のとおり、実施するようお願いいたします。

なお、適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、留意事項通知における報酬算定要件（5の（3）①のア～キ）の一部を適用しないなど柔軟な取扱いをして差し支えないとされていますので、該当する場合は、算定が可能かどうかを個別具体的に判断しますので、事前に市に確認願います。

3 就労定着支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十一号）第206条の8第2項において、「指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。」と規定されていますが、対面による支援が困難な場合は、利用者又は事業主の承諾を得たうえで電話などによる支援も可とします。

4 生活介護事業、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所への通所利用が困難となった障がい者に対するサービス提供について、市が認める報酬算定要件は下記のとおりとし、（1）から（5）までの要件を、すべて満たす場合とする。

- （1）在宅において日常生活や生産活動等に係る支援を提供できる体制が確保されていること。
- （2）在宅利用の内容について個別支援計画を作成し、利用者の同意が得られていること。また、その場合、利用者が入居しているグループホーム、利用者が入所している入所施設に対して在宅支援の内容を説明し、承諾を得ていること。
- （3）原則、1日1回以上、居宅に訪問のうえ支援することができていること。ただし、利用者から居宅への訪問を拒否された場合など、訪問による支援が困難な利用者については、電話等による利用者の健康管理や相談支援等の支援も可であること。
- （4）利用者が生産活動等を行ううえで、疑義が生じた際の問い合わせなどに対し、随時訪問や電話等の連絡による支援を提供できる体制が整備されていること。
- （5）緊急時の対応ができていること。

5 共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の家族等が自宅での生活を強く希望する場合で、家族等の支援により自宅での受け入れが可能であると判断できる場合など、共同生活援助又は施設入所支援、宿泊型自立訓練の利用が困難となった障がい者に対す

るサービス提供について、市が認める報酬算定要件は下記のとおりとし、(1) から (4) までの要件を、すべて満たす場合とする。

- (1) 在宅支援の内容について個別支援計画を作成し、利用者及び家族等の同意が得られていること。
- (2) 毎日、利用者と連絡を取り、居住環境の変化や新型コロナウイルス感染症に伴う利用者の体調確認や健康管理等を行うことができていること。
- (3) 利用者及び家族に対する相談体制が整っていること。
- (4) 緊急時の対応ができていること。

6 本取扱いの期間

令和2年2月17日まで遡及して適用し、期限は当分の間とします。

7 留意事項

- (1) 本取扱いは、従来の在宅利用の要件及び手続等を変更するものではなく、新型コロナウイルス感染症への対応のための臨時的な取り扱いであること。
- (2) 居宅介護等他のサービス利用が必要と判断する場合は、計画相談事業所や市（セルフプラン対象者）と調整すること。
- (3) 他の就労等の在宅支援とグループホーム等による在宅支援を併用する場合は、日中支援加算等が重複算定とならないように関係事業所と調整すること。
- (4) 本取扱いを適用する場合は、市に連絡すること。
- (5) 本取扱いに関し、市が関係書類の提出を求めた場合は、速やかに個別支援計画及びサービス提供実績記録票、支援内容がわかる関係書類を提出すること。
- (6) 臨時的な取扱いが終了する場合には、別途通知すること。

8 添付資料（参考）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第5報）
- (2) 就労移行支援、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について
- (3) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）

(障がい福祉係)